

オーストリア職業教育にみる女性の農業経営参画

中道 仁美
大友 由紀子

要 旨

日本の農村女性政策では「家族経営協定」「女性起業」が重要な地位を占めている。「家族経営協定」は欧米の「父子契約」が参考にされ、「女性起業」には「家政」普及の経緯がある。「親子の経営移譲契約」や「女性起業」が認められるオーストリアは、女性の農業経営主の比率が高いことから、女性の農業キャリア形成、職業教育について考察する。

EUの共通教育・訓練政策の推進とともに、オーストリアの制度も改革された。伝統的には家父長的農業経営下にあり、女性への農業教育は家政教育が行われ、ジェンダー教育であった。また、連邦農林業職業教育機関（LFA）、中央農村継続教育機関（LFI）、家政学校、マイスター女性農業者への調査から、小規模経営の多いオーストリアでは、副業が重要で、女性農業経営者の家政技術が生かされていたこと、職業教育・訓練において、女性のキャリア形成が確実に行われていること、一方で現状に合わせた職業教育改革が行われていることなどが明らかになった。

キーワード：オーストリア、職業教育、農業女性経営主、キャリア形成、ジェンダー

はじめに

わが国の女性政策は、1975年の「国際婦人年」以降の国際的な活動と連動して推進され、1999年には男女共同参画社会基本法が制定された。農業分野における女性政策もこれと連動して推進され、同年制定の食料・農業・農村基本法では女性を農業者として、農業経営、関連活動に参画する者として位置づけた。国連では、1995年の第4回世界女性会議（通称北京会議）で決議された行動綱領の推進に向け、毎年、国連婦人の地位委員会会議が開催されている。2012年の優先テーマは「農山漁村の女性のエンパワーメント」であり、その中で議論の中心をなしていたのは、農業の重要な生産手段である土地所有についてであったが、日本政府は「家族経営協定」を日本独自の女性政策として披露した。

「家族経営協定」の出自は欧米の「父子協定」にある。それゆえ、1964年に導入された「家族協定」は後継者の農業離れを防ぐ目的もあって「父子契約」に重点がおかれていた。当時の女性政策は福祉政策の下にあり、農家の福祉向上のために、農家女性には家政教育が求められた。「家族経営協定」と名称が変えられ、1992年、当時の経営課と婦人・生活課の両者の通達により協定が推進されると、女性政策が加えられた。締結農家数は2015年には56,397戸になり、

主業農家に対する割合では19.2%にあたる。締結は行ったものの見直すこともなく、形骸化しているものも多く、ここ数年は1,000戸（1.8%）程度の増加にとどまっている。

一方、年々増加してきたのが女性起業である。しかし、2017年の「農村女性による起業活動実態調査」をみると、女性起業数は2015年の9,719件をピークに、2017年には9,580件に減少した。グループ経営が減少し、個人経営が増加している。また、2017年からは代表者の性別をみるようになり、女性起業としているものでも、3.7%の起業の代表者が男性であることが分かった。2010年に策定された第3次男女共同参画基本計画では、「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」において、農林水産業・農山漁村の再生のために「6次産業化」を推進する必要があると、その際には女性の参画が不可欠であるとし、2010年12月には制定された通称「6次産業化法」では、女性起業支援を打ち出している。その理由として、女性は消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の企業活動で活躍の場を広げているとしている。そして、意欲ある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な経営管理能力の向上や技術習得に向けた研修等を実施するとしている。この能力向上については、酪農および肉用牛経営において、女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすために研修会を提供するとしたが、6次産業における技術研修等についてはほとんど触れられていない。

女性起業の多くは、旧農業基本法による農家への福祉政策による「農村の生活改善」活動を基盤としており、それを支えたのが当時の生活改良普及員で、その多くは大学・短大で家政学を学んだ者たちであった。普及制度の改革により、生活改善グループを支援・指導してきた生活改良普及員制度がなくなり、グループの結成自体が難しいことから、個人起業が微増し、グループ起業が減少している。これは、地域活性化に貢献する社会的企業ともいえる女性起業の減少を意味する（中道2017：710）。

さて、上記の「家族協定」導入時期には、経営譲渡の「父子契約」について、ドイツ、アメリカを中心に法学の立場から研究されていたが、ドイツと様々な面で共通の文化を持つオーストリアについても研究されていた（西原1963）。近年、女性の地位向上活動とともに、欧州においては家父長的な農場経営からの脱却が図るべく、女性への農場譲渡についての研究がおこなわれるようになった（ROSSIER, R. & WYSS, B. 2008, OEDL-WIESER, T. & WIESINGER, G. 2010）。女性でも男性でも、農場経営のための職業訓練が必要とされるが、女性への農業における職業教育は、「（農場）家政」教育が中心であった。EUの統合政策の推進は、各国の教育制度の改革を促し、ドイツ等で行われてきた職業訓練と学校教育のデュアルシステムが見直されている。ドイツと並んで教育にデュアルシステムを導入しているオーストリアでは、農林業における女性の経営参画を促すべく、職業訓練における女性の農林業マイスター資格取得を促進するとともに、女性マイスターの中心的な役割を担ってきた農村家政マイスターの教育内容を見直している。

本論では、EUの教育・訓練政策の推進とともに改革されたオーストリアの教育・訓練制度における農業教育の現状をみることで、女性農業者の能力向上と技術習得、経営主としての

キャリア形成について考察する。

オーストリアの教育・訓練制度、農林業における教育・訓練制度、女性農業経営者育成データは、2012年連邦農林業職業教育機関（LFA）、中央農村継続教育機関（LFI）、2013年の家政学校での聞き取り調査、2012年8月、13年2月マイスター女性農業者への半構造化面接による。

1. EUにおける教育統合政策と職業教育

EUでは、発足当初から経済の一体化、調和した発展がめざされていた。経済発展のために考えられた労働の自由な移動は、南北格差を解消せず、加盟国の増大とともに格差解消はEUの重大な課題となっていった（中道2011）。このような経済の流れと軌を一にしているのが教育政策である。1957年に調印されたローマ条約の128条には「各国の経済および共同市場の調和ある発展に寄与することができる職業訓練についての共通政策を実施するため必要な一般原則を設ける」とあり、1963年には「共同職業訓練政策の実施に関する一般原則」が決定されたという（木戸2005：92）。その後、1993年のマーストリヒト条約で、共通教育政策が導入された。共通教育政策の導入に先立ち、1976年から10年間、ジョイント・スタディー・プログラムが試行され、その発展のために1985年、当時のEC委員会にエラスムス計画（The European Community Action Scheme for the Mobility of University Students：ERASMUS）がだされ、1987年にパイロットプログラムとして実験的に始まった。当初は、才能ある労働者が自由に就労できるように教育活動を始めようという発想があったという（堀田2009：309）。

エラスムス計画とは、各種の人材養成計画、科学・技術分野におけるEU加盟国間の人物交流協力計画の一つであり、EU加盟国間の学生流動を高めようというものである。計画の目的は、EUの経済力の強化と加盟国間の結合の促進といい、具体的には次の5つの目標が掲げられている。①EU全体として人的資源を養成・確保すること、②世界市場でEUの競争力を向上させること、③加盟国の大学間の協力関係を強化すること、④EU市民という意識を育てること、⑤域内での協力事業への参加経験を学卒者に与えることである。1989年にはヨーロッパ単位互換制度が導入された（文部科学省2002）。

職業訓練分野では1995年にレオナルド・ダ・ヴィンチ計画が策定された。若者を中心とした労働者の技術・能力向上を目的として、職業訓練における質の向上、訓練機会の拡大、技術革新や経済構造の変容に対応した訓練への適応能力の養成に力を入れるとする。職業訓練機関、大学、企業の連携における競争力の向上や、新職種への対応も求められた。同時に社会的弱者支援も求められている（園山2000：595）。

さて、エラスムス計画の第3期では、就学前から初等・中等教育を対象とするコメニウス計画（Comenius）、高等教育を対象とするエラスムス計画、成人教育を対象とするグルンドヴィ計画（Grundtvig）などが含まれ、生涯学習の促進が求められている（柿内2007：25）。2007年から2013年にかけての第4期では、コメニウス、エラスムス、グルンドヴィに、職業教育訓

練分野のレオナルド・ダ・ヴィンチ計画が統合された生涯学習プログラム（Lifelong Learning Program : LLP）が実施されている。

マーストリヒト条約は、1999年、アムステルダム条約として改正されるが、教育政策は特に変化がなく、条約の第3章「普通教育、職業訓練及び青少年」の第150条の「職業訓練」は次のように謳っている。「共同体は、職業訓練の内容及び組織についての構成国の責任を十分尊重しつつ、構成国の活動を支援及び補足する職業訓練政策を実施する」「共同体の活動は、次のことを目的とする。①特に職業訓練及び職業再教育を通じて、産業界の変化に対する適応を容易にすること。②労働市場への職業的編入及び再編入を容易にするため、新規及び継続の職業訓練を改善すること。③職業訓練を受ける機会を容易にし、かつ指導者及び教育受講者並びに特に青少年の移動を促進すること。④職業訓練の問題に関して、教育機関と企業との協力を促進すること。⑤構成国の職業訓練制度の枠内で、共通する問題に関する情報及び経験の交流を構築すること」「共同体及び構成国は、第三国及び職業訓練の分野において権限を有する国際機構との協力を促進する」などである。

一方、1998年、ドイツ、イギリス、フランス、イタリアの教育関係大臣が「ヨーロッパの高等教育制度の構造の調和に関する共同宣言（ソルボンヌ宣言）」に署名し、翌1999年、イタリア、ポーロニャにEU15か国を含むヨーロッパ29か国の教育関係大臣が参集し、ヨーロッパ高等教育圏の構築を目指す任意協定「ポーロニャ宣言」に署名する。これを実行に移すポーロニャ・プロセスは、国によってさまざまな高等教育制度を学士課程-修士課程-博士課程という国際基準に沿った3つのサイクルからなる枠組みに整備するもので、第1サイクルで授与された学位がどの参加国でも承認され、第2サイクルに進めるだけでなく、欧州労働市場でも統一した資格としてみなされることを目指している。そこから、単位互換・累積制度（ECTS）、資格を説明するディプロマサプリメント（学位付属書）が導入された。学位を自国と他国で同時に取得できる共同学位制度も導入された。一方課題として、生涯学習について、労働力の技能水準を向上させるためには、学習者が職場と勉学の場との間を行き来でき、高等教育へのアクセスが広がるような方法を開発しなくてはならないという（駐日欧州連合代表部2010）。

上記ポーロニャ・プロセスは高等教育の統合を目的としているが、これと対になって進められているのが、職業訓練教育におけるコペンハーゲン・プロセスである。2000年にリスボンで開かれた欧州理事会で、「世界でもっとも競争力のある、ダイナミックな知識基盤経済を2010年までに実現する」ことを目的とするリスボン戦略が策定された。そこで、教育はリスボン戦略を推進する重要な要素として位置づけられた。高等教育では、すでにポーロニャ宣言が出されていた。2002年、バルセロナで開催された欧州理事会では、生涯を通して質の高い教育・訓練に容易にアクセスできるようにと、「教育・訓練2010ワークプログラム」が設定された。これを受けて、職業教育では、2002年に欧州31か国の職業教育・訓練（VET）担当大臣が参集して、「コペンハーゲン宣言」が採択され、高等教育、職業教育の両面からの改革が始まった。

コペンハーゲン・プロセスでは、知能、技能及び能力の透明化と認識のための枠組みが開発

された。2005年から始まった「ユーロパス」は、個人の資格や能力が各国において明確に理解されるように、履歴書、語学能力、職業資格添付書類、学位添付書類、学習・訓練歴の証明書からなる。また、2008年から始まった「欧州資格枠組み（European Qualification Framework（EQF）」では、資格保持者の知識・技能・能力について、それぞれ比較可能なように、達成の難易度により8つの段階に分けられた（岩田2011：44-47）。なお、2009年には、「教育・訓練2010ワークプログラム」の継続計画として、「欧州教育・訓練協力戦略フレームワーク」が採択されている。

このように、EUでは、域内の教育統合だけでなく、域外のヨーロッパの国を入れた教育の統合がめざされている。その背景には、EU発足当初から現在もなお、労働力の技能水準の向上という課題があり、職業教育はその中で位置づけられている。

表1 欧州における教育政策の変遷

年代	EU 政策	高等教育	職業教育
1957	ローマ条約		職業訓練についての共通政策
1968			共同職業訓練政策
1976		ジョイント・スタディー・プログラム	
1985		エラスムス計画	(エラスムス計画)
1989		ヨーロッパ単位互換制度	
1993	マーストリヒト条約	共通教育政策	共通教育政策
1995		ソクラテス計画	レオナルド・ダ・ヴィンチ計画
1998		ソルボンヌ宣言	
1999	アムステルダム条約	ボローニャ宣言	
2000	リスボン戦略		
2002			教育・訓練 2010 ワークプログラム コペンハーゲン宣言
2005	新リスボン戦略		ユーロパス
2007		生涯学習プログラム	生涯学習プログラム
2008			欧州資格枠組み
2009	2020 経済・雇用戦略		欧州教育・訓練協力戦略フレームワーク
2010	賢く持続可能で包括的な成長戦略		

資料：中道作成

2. ヨーロッパの職業教育制度の特徴

ヨーロッパの職業教育・訓練制度は19世紀に発展し、3つの異なったモデル、イギリスモデル、フランスモデル、ドイツモデルが識別された。イギリスモデルは、最小限の国家の影響と技能労働者の供給を市場の動向に任せており、フランスモデルは、国家が主要機関として、学校における職業訓練を重視しており、ドイツモデル、デュアルモデルは、公的な徒弟契約に基

づいていたが、職場での訓練や実習は一部でしかなく、25～40%の時間は学校で行われていた。また、ドイツモデルの特徴は国家、商工会議所（すなわち雇い主の組織）、労働組合の3つの機関が関与していたことであった。オーストリア、スイス、デンマークはドイツモデルを採用したという（Nilsson2008：60）。

ヨーロッパの職業教育訓練制度は就学年齢の青年を対象とし、学校教育の範疇にあって、通常は教育行政が担当するIVET（初期職業教育訓練）と、労働者を対象とした離職者訓練、技能向上訓練等を、企業、国や自治体など多様な機関が担当するCVET（継続職業教育）に分けられる。職業教育訓練が職場と訓練センター、学校に分かれた学習計画により行われる徒弟制度（デュアルシステム）はドイツ、オーストリア、スイス、デンマーク等で行われてきたが、近年では、英国、フランス、オランダ等でも政府の助成と奨励により急速に導入が進んでいるという（岩田2010：55）。

近年の動向として、多くの国で、若年ドロップアウト者（無業者）を主対象として、新たな徒弟制度の導入、一般教育と職業教育の統合などが進められ、低技能者（高齢者や移民）を主対象として生涯教育（訓練）が進められており、学校から職場への円滑な移行を実現するため、デュアルシステム（学校、訓練センターでの教育・訓練と企業での実務実習訓練との組み合わせ）が再評価されつつあるという（岩田2010：58）。

3. オーストリアの教育制度と職業教育制度

上記のように、ヨーロッパにおける教育の統合、再編の動きの中で、オーストリアの教育制度も大きく変更された。高等教育制度とともに、職業教育制度の改革も行われた。既にみたように、オーストリアの教育制度はドイツと同様にデュアルシステムを採用している。

オーストリアの一般義務教育は6歳から始まり、9年間で終了する。4年間の初等教育（国民学校：Volksschulen）のち、4年間の中等教育（新制中学校：Neue Mittelschulen、旧基幹学校：Hauptschulen）または一般高等学校の下級段階（Allgemeinbildende Höhere Schulen：Unterstufe）に進む。そののち、職業訓練学校や高等学校に進学する。それゆえ、14歳から職業訓練が可能となる。一般に新制中学校（旧基幹学校）は卒業後に就職するための準備学校と位置付けられており、卒業生の多くは1年間の職業準備コース（職業訓練校の1年生：総合技術学校：Politechnische Schulen）¹⁾に進む。その後2～4年制の職業訓練校（Berufsschulen und Lehre）に進むか、そのまま2～4年制の中等職業教育学校（Berufsbildende Mittlere Schulen）に進むか、5年制の高等職業教育学校（Berufsbildende Höhere Schulen）に進むか、一般高等学校の上級段階（Allgemeinbildende Höhere Schulen: Oberstufe）に進む。高等職業教育学校、一般高等学校の上級段階では、最終学年で修了試験

1) Politechnische Schulenの日本語訳を「総合技術学校」としたのは、専門分野を選択する入り口にあたる学校であり、その後のFach Schulenはより専門性に特化した学校であることから「技術専門学校」した。

中等職業教育学校は、中等技術学校（Technische Gewerbliche Mittlere Schulen）、中等商業学校（Kaumännische Mittlere Schulen）、中等経済職業学校（Mittlere Schulen für Wirtschaftliche Berufe）、中等社会職業学校（Sozialberufliche Mittlere Schulen）、中等農林業学校（Land und Forstwirtschaftliche Mittlere Schulen）の5つからなる。

職業訓練では、事業所と職業学校の両方で知識を習得するデュアルシステムが採用されており、研修生は、事業所と職業訓練契約を締結し、並行して職業訓練校に通うことが義務付けられる。職業訓練校では授業の形で、職業に付随する理論的な基礎知識を提供し、事業所での訓練を補完するが、同時に一般教養も身に付けさせる。授業の期間と学習内容は、職種によって異なる。原則として、週に1日または連続で年に8週間、学校で学び、他の日は見習いとして有給で職場で働く。研修期間は職種によっては2年から4年で、研修職種として250の職業が認定を受けている。研修期間が終わると、研修生は研修修了試験（口頭と筆記）を受け、この資格試験に合格すれば、熟練工（専門技術士：Facharbeiter）となる。熟練工として1年間職業に従事し、3年間の研修プログラムを受けて、試験に合格すればマイスターの資格を得ることができる。一方、職業マトゥーラに合格すれば、3年間の実務経験により、試験に合格すればエンジニア（Ingenieur）になることができる。マイスターやエンジニアになると、自営業主としての資格が得られ、多様な国家の支援を受けることが可能になる。また、マイスターを目指す者は、2～5年間、技術専門学校（Fach Schulen）で、より専門的なことを学ぶことができ、大学入学資格を取得することもできる。

4. オーストリアの農業教育制度

オーストリアの農業教育を行う学校は、職業学校、中等職業教育学校としての農林業専門学校、専門単科大学、農業環境教育大学、ウィーン・ボーデンクルトゥアー大学などである。このうち農林職業学校は14校あり、研修の職種は15種（農畜産業、農業家政学、造園、野菜栽培、果樹栽培、ワイン醸造、酪農、馬産、漁業、養鶏、養蜂、林業、苗圃および森林保護、農業在庫管理、バイオマスとバイオマスエネルギー）である。各学校では、これら15種の中で、地域に特徴的なものを中心に研修がなされている。農林業専門学校は約90校あり、修了時には専門技術士（Facharbeiter）としての認可証を取得する。このほかに農林技術専門学校12校があり、農林業専門学校や職業訓練校修了者を対象としている。オーストリアの農業者の出身学校をみると、2011年で、初等教育だけのものが10.4%、中等農業学校修了者（見習い、職業学校、専門学校）が33.6%、一般中等学校修了者が30.9%、農業高等教育修了者（マイスター、マトゥーラ）が12.6%、一般高等教育修了者が8.6%、大学等の高等教育修了者が3.9%となっている。

農業専門学校修了者の数は年々増加しており、2005年の3,175人から、2011年には4,535人になっている。うち女性も1,103人から1,483人に増加しているが、近年で1,500人前後とほぼ変わらない。修了者の専攻をみると、最も多いのは農業で1,760人から2,596人に増加している。

表2 オーストリアの農業専門資格取得者の推移

専門	2010				2011				2012				2013			
	専門技術者		マイスター		専門技術者		マイスター		専門技術者		マイスター		専門技術者		マイスター	
	女性	合計	女性	合計												
農業	579	2,875	26	241	482	2,588	35	251	462	2,544	36	280	638	3,713	31	248
農村家政	476	625	26	26	572	581	36	36	807	827	24	24	1,571	1,610	27	27
園芸	198	355	27	54	216	349	17	41	223	393	11	45	201	325	22	49
畑作									3	13		0	2	21		6
果樹	19	70			1	11			3	11		0	52	60	4	23
ブドウ/ワイン	38	123	3	56	32	160	2	37	36	147	1	17	38	161	4	58
酪農		5			2	6			0	6		0		1		0
馬産	154	173	1	1	148	165			146	161	8	9	180	202		0
漁業		7	1	15	1	12			0	8		0		12	4	19
養鶏							1	19	10	24		0		0		0
養蜂	14	66			12	75	7	59	12	84	1	19	10	56	1	14
林業	13	510	1	33	15	537	2	79	14	475	6	65	9	485	3	48
育苗育林	6	14							1	3		0	1	2		0
バイオマス		8			1	81			5	39		0	4	35		0
合計	1,497	4,831	85	426	1,482	4,565	100	522	1,722	4,735	87	459	2,706	6,683	96	492

資料：Grüner Bericht 2013 :Tabelle 5.3.3

一方、家政をみると、373人から576人に増加しているが、近年は580人前後で停滞している。

マイスター修了者は増加傾向にあり、2005年の375人から2011年には522人に増加している。女性のマイスターは2005年の52人から100人増加しており、年により多少がみられるが、100人程度のマイスターが毎年誕生している。専門は農業が最も多く、182人から251人増加している。一方、家政は少なく、それでも2005年の5人から36人に増加しており、平均して毎年、30人前後のマイスターが誕生している。

その他、青少年を対象とした学外の農業教育では、農村青年会が全州に組織されており、エラスムスをはじめとする様々な取り組みが行われている。成人教育では、農業会議所の農業継続教育機関（LFI）が多くの講座を提供しており、2011年度は約13,400講座、参加人数は320,000人にのぼる。

オーストリアでは、「欧州教育・訓練協力戦略フレームワーク」を受けて、農林業2020という教育・指導に関するキャンペーンにのっとり、農林業事業主に対する研修教育キャンペーンが行われている。そこでは、本業と農業多様化、農業管理計画が求められている。

5. オーストリアの家政教育

オーストリアの農業者は2010年で18,794人、うち女性は6,840人で36.4%、2011年は20,712人のうち女性は7,485人で36.1%と割合はほとんど変わらない。上記でみたように、オーストリアの農業教育は15種あるが、女性が受けてきた教育のほとんどは農村家政というものであ

た。女性に学校のことを聞くと、農業学校に行ったというが、習得した内容はほとんどが家政である。農業学校での以前教育は、女子学生には家政というのが一般的で、内容も、調理、縫製、洗濯などであった。この家政教育が最近のヨーロッパの職業教育改革の流れの中で改革されている。レオナルド・ダ・ヴィンチ計画にあったように、技術革新や経済構造の変容に対応した訓練、新職種への対応というように、女子の多くが受ける農業教育における家政分野でも改革がなされた。

改革の背景として認められているのは、「家政」についての認識の変化である。オーストリアの農林業の職業訓練教育を担う機関LFA (Land- und forstwirtschaftliche Lehrlings- und Fachausbildungsstelle) は、2009年に、家政マイスターを教育するための教育課程の改革を行い、その教授法ハンドブック²⁾を各州の官庁、LFA等に配布して「家政教育」の改革、同一訓練を求めている。そこでは、改革の背景として、家政教育が「農家の家政を担う専門家育成の職業訓練」から、「産業分野の職業である企業サービス専門家育成の職業訓練」へと発展したと述べられている。この新しい職業分野により、大人数のための家政を必要とする施設（全寮制学校、寮、幼稚園、デイケアセンター、サービス付き住居、介護施設など）において、適正な能力に基づく職業活動が可能になるとしている（LFA2009：3）。

また、最近の農家は、副収入獲得のために、観光、直売、体験、セミナー、サービス付住居の提供など、様々なサービス業を展開している。そのため、家政の専門知識は必須であり、「農業における家政と商業の組み合わせ」に重点を置くマイスター訓練では、専門・指導・企業経営の深い知識が求められるという。

このような背景のほかに、マイスター受験者数の減少があるとも言っている。そして、未来の経営者の継続教育と資格授与（認定）は今後も最優先される。マイスター訓練は変化する要求に対応してゆかなくてはならない、と言っている（LFA2009：4）。そして、マイスター訓練の停滞について、ハンドブックでは次のような理由を挙げている。①家政、家政管理、植物学、家畜飼育などの専門的要点の構成の問題、②企業分野における職業訓練が少なすぎる、③「農村家政マイスター」という職業名のイメージ問題などである。このようなことから、2006年、農業見習い機関、農業学校代表者、農業女性団体代表者、マイスターが意見交換し、「農村家政マイスター訓練の改革」部会が発足したという（LFA2009：5）。

農業分野のマイスター訓練は、新方針が打ち出されており、主要目的に企業人としての能力向上がうたわれ、企業的養成教育の資格を備えるよう、企業経営がすべてのマイスター訓練の中心に置かれた。その結果、農林業マイスター試験では、これまでの養成教育試験と並んで、企業人試験も備えることで、会社設立のための基礎である企業人試験の一部であることが認められた。同時に、2007年から13年までは地域活性化プログラムの中の、定住賞与のための特別原則において、マイスターボーナス3,000ユーロ（約40万円）が導入され、企業人としてのマスターの能力が認知されることとなった。このようにして、農村家政マイスター資格において

2) このハンドブックの作成に当たっては、国、州およびEUの支援（補助金）が利用されている。

も、企業発展についての関心を促すことが求められたという（LFA2009：6）。

このような改革により、農業マイスター試験が、商業系マイスター訓練と同等に扱われることにより、少なくとも5時間の専門分野の筆記試験が行われた場合、職業大学入学試験における専門分野は免除されるという。「大人数の家政運営」を選んだマイスターは、経営者としての能力を認定されることにより、管理職にもなれるかもしれないという。

さて、家政マイスター訓練には2つの力点があった。農業における家政と商業の組み合わせと、大人数のための家政であった。前者においては大きく、次の3つの分野に分けられた。①労働組織と資源管理、②食料知識、③物品とサービスの開発・販売である。後者では、次の3つの分野に分けられた。①食事の提供と世話、②生活と職務にあった空間づくり、③適切な経営および質の管理である。

本ハンドブックは、到達評価のためのチェック項目も掲載している。このことから、本ハンドブックが、教員に向けられて作成されたことがわかる。

6. オーストリアの女性農業経営主における職業資格

2010年のオーストリアの農業者のうち女性は36.1%である。オーストリアでは、学校での教育（座学）と現場での職業訓練（実地研修）のデュアルシステムを採用し、職業教育では、見習い、熟練工、マイスター（親方）というキャリア形成経路が明確に示され、マイスターの資格を取得することで、自営業への道が開かれ、従業員から経営者になることができる。

女性農業者の多くは農業後継者との結婚を契機に就農する者が多いのであるが、上記のようにオーストリアでは、19世紀から行われてきた伝統的な職業教育制度のもとで、継続教育による職能技術習得システムが機能している。表3にみるように女性農業経営主の割合はオーストリアが圧倒的に多く、この割合は、ヨーロッパの中でも抜き出て高い。似たような職業教育制度を持ちながら、なぜこのように高いのか。

表3 オーストリアの農業の概要（2010年）

	EU27 国	オーストリア
家族経営の割合（%）1)	97	94
1 経営の農用地面積(ha)2)	14.3	19.2
有機農業面積の割合（%）3)	2.9	12.3
有機農家の割合（%）3)	1.3	12.8
女性経営主の割合：2005年（%）4)	26.3	34.1
女性経営主の割合：2010年（%）5)		37.8

1) STATISTICS AUSTRIA, Farm structure survey.

2) Eurostat : online data codes of ov_kvaa and of_kvaaereg

3) Eurostat “newsrelease 186/2012”, EU Agricultural Economic Briefs Brief N° 7 – June 2012

4) Eurostat “Holding managers, by sex”, online data codes of tag00024

5) BMLFUW “Gruner Bericht 2011”(Austria)

オーストリアの農業白書（Grüne Bericht2014）を読むと、EUや国の目的を達成するために農業会議所から派遣されるコンサルタント（相談・助言者）の件数に2013年度で821万ユーロ（11億4,940万円）が補助金として出されている。継続教育の第一の目的は、農業者の職業技能を向上させることであり、そのためのプログラムの下にある農村開発のための職業成人教育を支援するという（Grüne Bericht2014：121）。つまり、オーストリアでは、農業会議所を中心に農業者に対する相談・支援が充実していて、その主な業務に継続教育支援がある。

2012年8月、13年2月に行なったマイスター女性農業者への半構造化面接によるオーストリアの女性農業者の資格をみると、表4（大友まとめ）のようである。オーストリアの農業女性の資格のほとんどは農村家政マイスターである。一人だけより高いディプロムを取得している者がいた。また、オーストリアの農村家政マイスター取得者のほとんどが農村家政マイスターコースを受講して、農村家政マイスターになっており、夫との共同経営主（タイプ2）も多かった。

表4 女性農業経営主の事例

ID	調査時期	生年	地域	農業経営	専・兼	農業の職業教育	経営主タイプ	生家
A1	2012年8月	1957	シュタイヤーマルク	畜産、直売所	専業	農村家政マイスター	タイプ2	非農家
A12	2013年2月	1959	ザルツブルク	畜産	兼業	農村家政マイスター	タイプ1	農家
A16	2014年3月	1959	ウィーン	園芸、直売所	専業	園芸マイスター	タイプ1	農家
A7	2012年8月	1959	オーバーエスターライヒ	穀物、民宿	専業	農村家政マイスター	(夫経営主)	農家
A10	2013年2月	1960	ザルツブルク	畜産、民宿	専業	農村家政マイスター	(夫経営主)	農家
A9	2013年2月	1961	ザルツブルク	畜産	兼業	農村家政マイスター	タイプ3	非農家
A13	2013年2月	1962	ザルツブルク	畜産、レストラン、有機	兼業	農村家政マイスター	タイプ2	非農家
A4	2012年8月	1966	シュタイヤーマルク	畜産、民宿	専業	農村家政マイスター	タイプ2	農家
A5	2012年8月	1966	ニーダーエスターライヒ	ワイン、レストラン、民宿	専業	-	(夫経営主)	農家
A6	2012年8月	1971	ニーダーエスターライヒ	ワイン、民宿	専業	ワイン醸造マイスター	タイプ1	農家
A3	2012年8月	1976	シュタイヤーマルク	畜産、民宿	専業	農村家政マイスター	タイプ2	農家
A8	2013年2月	1976	ザルツブルク	畜産、民宿	専業	農村家政マイスター	タイプ2	農家
A11	2013年2月	1977	ザルツブルク	畜産、賃貸住宅・倉庫	専業	農村家政マイスター	(夫経営主)	非農家
A17	2014年3月	1977	ウィーン	園芸	専業	園芸マイスター	タイプ2	農家
A14	2013年2月	1982	ザルツブルク	畜産、民宿、有機	専業	ディプロム・エンジニア	タイプ2	農家
A15	2014年3月	1984	ウィーン	園芸、直売所	専業	エンジニア	タイプ1	農家
A2	2012年8月	1986	シュタイヤーマルク	畜産	専業	農林業マイスター	タイプ1	農家

資料：大友作成

注：タイプ1は本人のみ経営主

2は夫との共同経営

3は夫以外との共同経営

既に述べたように、オーストリアの農業専門学校修了女性は増加しており、毎年100人程度のマイスターが誕生している。しかし、ほとんどの女性が受けてきたのは農村家政であった。彼女たちのマイスター資格は「農村家政マイスター」と呼ばれる。オーストリアでは、農業経営が世代間で継承されているが、近年では後継者となった女性や農業者と結婚した女性の中で、自家農業に従事する必要が出てくると、農業マイスターへの道を選ぶものが出てきた。近年の農業補助金受給資格として、高い職業資格を求める傾向にあることを考えると、資格取得に向けた継続教育が重要である。

但し、オーストリアの事例をみると、「共同経営主」という制度が後押ししているとも考えられる。共同経営主であるために、マイスターを取得する、つまり、女性の場合はマイスターを取得して、農業経営を引き継ぐときには共同経営主となるという事例が多くみられた。その意味では、共同経営主への道が開かれていることは、マイスター取得とともに、女性の農業経営参画にとって重要である。

7. ジェンダー視点から見た農業教育と女性経営主育成

オーストリアの教育制度では、かつては職業教育と一般教育の明確な相違がみられ、職業教育ではデュアルシステムが19世紀から行われてきた。職業教育では職場教育と学校の教育の両者による教育が行われてきた。職業教育では、見習い、熟練工、マイスター（親方）という発達経路が明確に示され、マイスターの資格を取得することで、自営業への道が開かれ、従業員から経営者になることができた。マイスターには、見習い、熟練工への指導が求められ、農林業でも同様の制度が機能している。

EUでは、常にヒトとモノの自由な往来が希求されてきたが、その発足当初から、加盟国における格差是正が意識されており、経済政策だけでなく、教育における共通政策がうたわれていた。EUが拡大する中、ヒトとモノの自由な往来とともに、経済格差だけでなく、労働者の質の格差が意識されるようになった。教育の共通政策の導入に向けて、最初は学生の交流から始まり、次第に共通した活動に取り組み始める。この活動は、EU内部にとどまらず、スイスなどのEU非加盟国の参加へと拡大する。EU加盟国はもとより、共通政策への参加国は、自国の教育制度の改革に取り組み始める。その背景は、EU拡大とともに流動化する労働力、経済活動のグローバル化がある。オーストリアで採用されてきたデュアルシステムの職業教育も、このような背景から、改革を余儀なくされ、一般教育と職業教育の一部融合さえ見られるようになった。

同様に、グローバル化の流れは、労働力のジェンダーバランスに変化をもたらした。保守性の強い、家父長的な経営が行われてきた農林業において、女性マイスター、女性経営主が現れてきたのである。オーストリアの農林業経営主には、マイスターの資格を持つものが多いが、その業種は経営内容により多様である。現在行われている業種は15にのぼる。現在では、女性

も農畜産業のクラスで学ぶことができるが、以前は、そのほとんどが農村家政のクラスで学んだ。農村家政のクラスに男子学生はいなかった。彼女たちのマイスター資格は「農村家政マイスター」と呼ばれた。学ぶ内容も、農業に関係する授業は非常に少なく、大半が調理、縫製、洗濯、アイロンなど、家庭運営を意識したものであった。家政学を学んで専門技術士となった女性が、農業者と結婚しても、彼女たちには農業をすること期待してはいなかった。このように、オーストリアの農業教育は男女の役割をはっきりと分けたジェンダー教育であった。

しかし、直系家族制が維持されているオーストリアの農家では、現代、後継ぎは必ずしも男性とは限らない。後継者となった一部の女性は、家政ではなく、農畜産業など、自家農業の内容に即したクラスへの入学がみられるようになる。一方、農業者と結婚した女性で、自家農業に従事する必要が出てくると、家政マイスターではなく、農業マイスターへの道を選ぶものも出てくる。

山岳地域が多く、経営規模の小さいオーストリアの農業では、兼業農家も多く、副業を持つのが一般的である。既に述べたように、近年、農家では、副収入獲得のために、観光、直売、体験、セミナー、サービス付住居の提供など、様々なサービス業を展開しているが、この経営に生かされているのが、家政マイスターの技能である。山岳地域の観光地にあつて、宿泊業を営む農家や、居酒屋（ホイリゲ）を営む農家の女性では、家政マイスターを取得して、経営に参画してきたものも少なくなかった。調査事例の女性農業経営主の経営もこのような兼業がみえる。このように伝統的な家政マイスター教育の必要性を認めながら、オーストリアの農村家政教育は改革されることとなった。

その方向は、伝統的な家政教育の良さを生かす「農業における家政と商業の組み合わせる」方向と、農業を離れて家政技術の発展の上にある「大人数のための家政」という方向の2つの方向が選択された。そこには、経営、管理といった、男性にだけ求められた企業経営に必須の技術が付加されている。

理想とされるマイスターは、①農業的生業の組み合わせ、農業における家政、家政サービス業のための有能な管理者であり、自身とその周りのために質の高い生活を実現する、②収入効果のある地域的な価値創造連鎖とネットワークを発足させ、援助する能力を持つ、③農業家政やサービス業運営における能力をもって、経営、商業、社会福祉分野で新しい職業分野を開拓することができることだという（LFA2009：28）。

オーストリアでは農業は家族で営まれてきた。女性に対する職業教育は農業ではなく、家政教育が行われてきた。女性経営主たちは、女性起業にみるように、農業経営では家政教育を生かしながら、継続教育を受け、経営主としての手腕を発揮してきた。近年、オーストリアでは、農業マイスターを取得する女性が増加し、ジェンダー教育が見直され、女性の農業経営参画、より広範な職業資格をめざした、より高い農業継続教育へと導く支援体制を充実させていた。

日本においても女性農業者を育成は喫緊の課題であるが、農業後継女性や他から嫁いできた女性を農業者に育成するには、それなりの教育システムが必要である。オーストリアなど、マ

イスター制のある国の農業者の育成システムが参考になる。結婚して農業に新規参入する女性も含めて、経営主を目指す女性への農業技術教育は重要である。それゆえ、オーストリアの例にみるように、女性農業者への農業継続教育の充実とともに、支援する指導・助言機関の充実が重要である。

参考文献

- 岩田克彦 (2010) 「改革が進む欧州各国の職業訓練と日本」『日本労働研究雑誌』595号 pp.54-67
- 岩田克彦 (2011) 「第3章 諸外国の教育訓練の実態」雇用・能力開発機構『人材育成サービスの国際標準化動向を踏まえた公共職業訓練の質保証に関する調査研究』pp.43-100
- 大友由紀子 (2014) 「オーストリアとスイスの家族 農業における女性経営主のキャリア形成パターン—農業分野の職業資格取得を中心に—」、『十文字学園女子大学人間生活学部紀要』第12巻, 153-171.
- 大友由紀子、中道仁美「欧州南部ドイツ語圏における女性農業者を対象にした職業教育・訓練制度の比較研究」『十文字学園女子大学紀要』47、2017年3月pp.105-118
- 柿内真紀 (2007) 「EUの教育政策の方向性」『鳥取大学生涯教育総合センター紀要』第3巻 pp.1-12
- 木戸裕 (2005) 「ヨーロッパの高等教育改革」『レファランス』658号 pp.74-98
- 園山大祐 (2000) 「EUにおける教育政策の進展」『大分大学教育福祉学部研究紀要』22巻第2号 pp.591-597
- 田中達也 (2011) 「オーストリアの教員養成」『佛教大学教育学部学会紀要』第10号 pp.101-118
- 駐日欧州連合代表部 (2010) 『Europe』263号 (autumn 2010) pp.12-13
- 中道仁美 (2011) 「欧州連合における地域政策の展開と住民参加の課題」『現代社会学研究』第24巻 pp.93-102
- 中道仁美 (2017) 「農村における女性の活躍に向けた課題」『農業および園芸』第92巻第8号 pp.705-711
- 西原道雄 (1963) 『オーストリアにおける農地相続』農政調査委員会
- 堀田泰司 (2009) 「ポロニーヤ宣言にみるエラスムス経験の意義」『広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集』第41集、pp.305-322
- 文部科学省 (2002) 「中央教育審議会大学分科会留学生部会 (第1回)資料」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101d.htm#menu
- BMLFUW (=Bundesministerium für Land- und Forstwirtschaft, Umwelt und Wasserwirtschaft), (2012), Agrarischer Bildungs und Beratungsbericht 2012, Vienna: Hochschule für Agrar- und Umweltpädagogik
<http://www.bmlfuw.gv.at/publikationen/land/abb2012.html>
- BMLFUW (2013) Grüner Bericht Österreich 2013
- BMLFUW (2014) Grüner Bericht Österreich 2014
- Land- und forstwirtschaftliche Lehrlings- und Fachausbildungsstelle (LFA) (2009) 「Hauswirtschaft auf dem Weg in die Dienstleistung」pp.1-93
- Nilsson, Anders (2008) 「Vocational education and training in Sweden 1850-2008 -a brief presentation」技術・職業教育学研究室 研究報告『技術教育学の探究』第5号 pp.78-91 =坂本学之「1850年から2008年のスウェーデンにおける職業教育・訓練 - その一つの考察 - 」技術・職業教育学研究室 研究報告『技術教育学の探究』第7号 (2010) pp.60-68
- OEDL-WIESER, T. & WIESINGER, G., (2010), Landwirtschaftliche Betriebsleiterinnen in Österreich (Forschungsbericht Nr. 62). Vienna: Bundesanstalt für Bergbauernfragen
- ROSSIER, R. & WYSS, B., (2008), "Gendered Interest and Motivation of the Younger Generation in Agriculture and Farm Succession," Asztalos Morell, I. & Bock, B. eds., Gender Regimes, Citizen Participation and Rural Restructuring. Research in Rural Sociology and Development. Volume 13. Amsterdam: Elsevier, 193-216.

付記：本研究はJSPS科研費24402031及び16K13416の助成を受けたものです。